

- 昭和46年3月 ■淀川水系工事实施基本計画改定（平成6年6月まで適宜部分改定）
淀川の治水計画が全面的に改定され、淀川の治水計画の骨格ができた
- 平成13年2月 ■淀川水系流域委員会設立
河川整備計画の案の作成にあたって学識者から意見を聴く場として設立
- 平成15年1月 ■淀川水系流域委員会 提言「新たな河川整備を目指して」発表
委員会が考える河川整備にあたっての視点、考え方、方向性等を提言としてとりまとめた
- 平成16年5月 ■淀川水系河川整備計画基礎案公表
河川整備基本方針が策定されていない中で、当面実施する事業の一つの案として河川管理者が作成
- 平成17年7月 ■淀川水系5ダムについての方針公表
事業中の5ダムについて、関係府県等と調整するためのたたき台を河川管理者が作成
- 平成19年8月 ■淀川水系河川整備基本方針策定
河川法の規定に基づき、社会資本整備審議会での審議を経て河川管理者が作成
- 平成19年8月 ■淀川水系河川整備計画原案公表
河川整備計画案を作成するにあたって、関係住民、自治体の長、学識者に意見を聴くためのたたき台として河川管理者が作成

【河川整備基本方針】

河川法第16条に基づき、平成17年10月より学識者に加え流域の6府県知事も参加する社会資本整備審議会の審議を経て、平成19年8月16日に官報告示。

【治水対策のポイント】

- 一部地域の犠牲を前提としてその他地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度向上を図ることが必要。
- 上流の流下能力増大により、人為的に下流有堤部の負荷が増すことから、下流では、洪水を安全に流下させるために所要の流下能力を確保。
- 所要の堤防、洪水調節施設等の整備後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洗堰設置前と同程度の流量を流下。
- 計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合でも、下流への過度な流量の集中を回避し、被害を軽減させるため、河道や沿川の状態、氾濫形態等を踏まえ、必要な対策を実施。
- 本支川及び上下流間バランス、自然条件や社会条件を考慮し、狭窄部などの整備手順を明確にした上で、水系一貫した河川整備を実施。
- 情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画等との調整、流出抑制対策などを関係機関や地域住民等と連携して推進。

【河川整備基本方針を受けた河川整備計画の役割】

河川整備計画は、河川法第16条の2に基づき、河川整備基本方針の目標に至るステップとして、当面実施する具体的な整備内容を記載したもの(今年度末を目途に策定予定)。

8月28日

河川整備計画原案(意見聴取のためのたたき台)の公表

9~2月

学識者の意見聴取

※原案公表後、
H20.1.9までに13
回の流域委員会
を実施

地元住民の
意見聴取・
反映

※住民意見交換会
を37会場で実施、
約1,500名の方が
出席。その他、チ
ラシの配布等によ
り約3,600名から意
見を頂いた

自治体の長
の意見聴取

※流域市町村長
による懇談会を
計3回実施
H19.12.28に意
見書を提出頂い
た

関係府県と
の調整

河川整備計画(案)の作成

3月

府県知事への意見照会

(滋賀県)

県議会の議決

市町村長の意
見聴取

河川整備計画の策定

□「琵琶湖・淀川流域市町村長による懇談会」の開催状況

平成19年10月4日 第1回(26市町村長出席(代理出席含む))

平成19年11月6日 第2回(23名市町村長出席(代理出席含む))

平成19年12月4日 第3回(26市町村長出席(代理出席含む))

□琵琶湖流域市町村長からの意見書「淀川水系河川整備計画原案と今後の河川整備に関する意見書」(H19.12.28)

1. 国及び関係する府県は、琵琶湖・淀川流域の将来的発展という長期的視点に立ち、流域住民の安全で安心できる暮らしの実現、河川環境の保全と水源地の保全・再生などの流域対策及び河川整備を一層推進すること。
2. 河川整備計画における当面の目標を戦後最大洪水対応に留めることは止むを得ないとは考えるものの、国土の保全及び住民の生命・財産の保護は国の基本的な責務であり、なかでも水害・土砂災害対策は河川整備の根幹であり最優先されるべき項目である。したがって、国において流域内の本支川バランス、上下流バランスを確保しつつ、河道の適正な管理(樹木伐採等)並びに既存洪水調節施設の有効利用及び長寿命化を進めた上で、計画的に河川整備やダム整備等を行うとともに、流域全体において被害をできるだけ軽減できるよう、流域対策や河川整備に必要な財源を安定的かつ十分に確保すること。
3. 琵琶湖・淀川流域のもたらす豊かなめぐみを享受し共有する上での責務を果たす努力を惜しまないという認識のもと、河川整備と一体となったまちづくりを展開することとしているので、国及び府県における河川整備にあたっては各市町村の特徴と自主性に十分配慮すること。特に、河川敷の利用については、現在利用されている状況も鑑み、利用者の意見も踏まえた上で、適切な利用が行われる仕組みを構築すること。
4. 水害・土砂災害による被害を少しでも防ぐためには、国、府県と市町村の連携強化が必要であり、緊急時の情報提供・技術的助言などの支援や市町村間の調整に主体的に関わるなど、流域一体となった水害に強い地域づくりの構築を支援すること。
5. 琵琶湖・淀川流域の水のめぐみを将来にわたって享受するため、市町村の意見を十分に反映した上で、水源地の保全・再生を含めた安定的な水資源の確保と異常渇水に対する対策を確実に講じること。
6. 河川整備計画に盛り込まれた内容をより効率的、効果的に実施するとともに、水源地の保全や水害に強いまちづくりなど流域の市町村が一体となって取り組むべき課題の解決策を検討するため、琵琶湖・淀川流域の市町村と河川管理者が一堂に会して意見交換を行う場を設立すること。

近畿地方整備局では、淀川水系河川整備基本計画原案を平成19年8月28日に公表し、関係住民、関係自治体、学識経験者の方より原案に対するご意見を頂いているところ。また、原案に対するご意見をお聴きするにあたっては、できるだけ多くの方々からご意見を頂けるよう、さまざまな広報活動を行っているところ。

意見聴取の方法

- ・住民意見交換会の開催：37会場で開催、約1,500名の方々に参加頂いた
- ・ご意見募集チラシの配布（返信用葉書添付）：約1,000名の方々からご意見を頂いた
- ・淀川水系河川整備計画ホームページの開設：約100名の方々からご意見を頂いた
- ・アンケートの実施：WEBモニターの方々約2,500名に実施

主な意見

【人と川の繋がり】

・川に触れる機会を学校教育に取り込んだり、川の情報発信やイベントを実施することも必要である。

【河川環境】

- ・水源地域としての水質の向上を考え、河川自身の浄化能力を活かした整備を進めるべきである。
- ・外来種を徹底的に駆除して、生態系を回復させるべきである。
- ・「ヨシ原」は、水の浄化や生物が増えたり、人々が川に集まる一助になる。

【治水・防災】

- ・浸水対策をダムと連携してやっていくべきである。
- ・費用対効果を検証して、自然環境への影響を最小限度とする河川整備を期待する。
- ・防災意識が希薄になっているので、自治会等で防災組織作りやハザードマップ等を住民に対してきめ細かに説明する必要がある。

【利水】

・地球温暖化に伴う最近の異常気象を考えると、渇水対策も重要な課題であり、もっと水の大切さを訴えるキャンペーンも大切である。

【利用】

- ・都会の中での自然保全と、河川でしかできない利用を促進すべきである。
- ・地域に役立つ運動公園や川面を眺められる整備（散歩道、サイクリングロード等）を実施していただきたい。

【維持管理】

- ・環境保全に考慮した浚渫や、樹木管理をしていただきたい。
- ・自然の姿を残しながら、ゴミだけを取り除くことができたらと思う。